



木造住宅耐震診断補助金について

- <対象建物> ○昭和56年5月31日以前に建築されたもの
○木造在来構法
○平屋若しくは2階建ての専用住宅、兼用住宅
- <対象者> ○所有と居住を兼ねている方。
ただし、所有と居住が一親等の親族にあってはこの限りでない。
○税金の滞納のない方（申請後納税確認をします。）
- <補助金額> ○耐震診断（一般診断・精密診断）にかかる費用の1/2かつ
最大で6万円
- <申請に必要なもの> ○住民票等の住所を確かめるに足る資料の写し
○固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し
○耐震診断に要する費用の見積書の写し
○印鑑（認め印可）
- <受付窓口> 建築指導課 審査担当
新館5階 電話：25-1111（内線：4235）

『耐震診断補助金』手続きフロー

事前相談

補助金交付申請書を提出

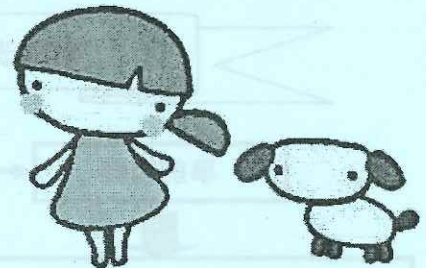
市より補助金交付決定通知書が郵送

耐震診断（一般診断・精密診断）

完了届を提出

市より補助金額確定通知書が郵送

請求書・口座振込依頼書を提出



地震に強い
家づくりを
応援します！！



耐震改修工事

耐震改修工事を行う際には、「木造住宅耐震改修工事補助金」※制度があります。是非ご利用ください。ただし、件数に限りがあります。

※当該補助金を受ける場合、耐震診断費用の自己負担額についても補助の対象となります。

総合評点
1.0未満